

令和 6 年 第 4 回  
霧島市議会定例会  
一部改正条例新旧対照表

霧 島 市

## 目 次

議案第95号	霧島市手数料条例の一部改正について	・・・1
議案第96号	霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・35
議案第97号	霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・36
議案第98号	霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・39
議案第99号	霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・39
議案第100号	霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	・・・40
議案第101号	霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・43
議案第102号	霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・45
議案第103号	霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・47
議案第104号	霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	・・・57
議案第105号	霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正について	・・・61

議案第95号 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1から57まで 略	略	1から57まで 略	略
<p>58 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物が(7)、(8)又は(9)に掲げる建築物に該当する場合にあっては、(1)から(6)に掲げる金額に(7)、(8)又は(9)に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分という。）の床面積に応じ、それぞれ当該部分に掲げる額をそれぞれ加えた金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 30,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 43,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 57,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 1件につき 83,000円</p> <p>(7) 建築基準法第87条の4の昇降機を設ける建 1件につき11,000円（小荷物専用昇降</p>		<p>58 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 7,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 13,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 20,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 48,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 1件につき 71,000円</p>	

<p>築物（(8)に掲げる建築物を除く。）</p> <p>(8) 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける建築物</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する建築物</p>	<p>機にあつては、6,600円)</p> <p>1件につき7,200円（小荷物専用昇降機にあつては、4,500円)</p> <p>次のアからエに掲げる申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下「一戸建ての住宅」という。） 13,000円</p> <p>イ 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>ウ 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。） 24,000円</p> <p>エ 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 38,000円</p>		
<p>59 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査</p> <p>次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物が建築基準法第87条の4の昇降機を設ける建築物に該当する場合にあつては、昇降機1基につき16,000円(小荷物専用昇降機にあつては11,000円)を、(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、(7)に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分(建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分をいう。)の床面積の区分に応じ、それぞれ当該部分に掲げる額を(1)から(6)に掲げる金額にそれぞれ加えた金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平</p>	<p>1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 25,000円</p>	<p>59 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 14,000円</p> <p>1件につき 17,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 32,000円</p> <p>1件につき 53,000円</p> <p>1件につき 74,000円</p>

方メートル以内のもの				
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円		
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円		
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	64,000円		
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき	88,000円		
(7) 建築物省エネ法第11条第1項の規定する要確認特定建築行為に該当する建築物(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けたものを除く。)	次のアからウに掲げる申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額			
	ア 床面積が500平方メートル以内のもの	5,500円		
	イ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	7,500円		
	ウ 床面積が1,000平方メートルを超えるもの	10,000円		
60 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号(法第87条の4において準用する場合を含む。)又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1件につき	121,000円	60 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定(位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。)の申請に対する審査	1件につき 50,000円
61 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定(位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。)の申請に対する審査	1件につき	50,000円	61 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
62 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき	28,000円	62 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 121,000円
63 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	121,000円	63 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	
			(1) 建築物の数が1又は2である場合	1件につき 78,000円
			(2) 建築物の数が3以上である場合	1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を

		加えた金額
64	<p>建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
65	<p>建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。(2)において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
66	<p>建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。(2)において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
67	<p>建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査</p>	<p>1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
68	<p>建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 27,000円</p>
64	<p>建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。(2)において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
65	<p>建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。(2)において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
66	<p>建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査</p>	<p>1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
67	<p>建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 27,000円</p>
68	<p>建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 27,000円</p>

69 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく 大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の敷地と道路の制限緩和認定申請に対する審査	1件につき 28,000円
70 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく 大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の道路内建築制限緩和認定申請に対する審査	1件につき 28,000円
71 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく 増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
72 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく 増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
73 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく 用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
74 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく 用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
75 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく 興行場等の用途変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 121,000円
76 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項前段の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 (1) 小荷物専用昇降機 (2) (1)以外の建築設備	1件につき 6,600円 1件につき 11,000円
77 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項後段の規定に基づく建築設備に関する計画変更の確認の申請又は同法第18条第2	

69 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく 増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
70 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく 用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
71 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく 用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
72 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく 興行場等の用途変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 121,000円
73 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項前段の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	1件につき 11,000円
74 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項後段の規定に基づく工作物に関する計画変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画変更の通知に対する審査	1件につき 6,000円
75 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査	1件につき 12,000円
76 建築確認又は建築許可等に関する証明手数料	1件につき 300円
77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第7項までの規定に	

<p>項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>(1) 小荷物専用昇降機</p> <p>(2) (1)以外の建築設備</p>	<p>1件につき 4,500円</p> <p>1件につき 7,200円</p>	<p>基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書(以下この項及び次項において「確認書等」という。)の添付がある場合</p> <p>(2) 確認書等の添付がない場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額(千円未満切捨て。以下「認定申請手数料額」という。)。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 1戸</p> <p>a 住宅を新築する場合 13,000円</p> <p>b その他の場合 19,000円</p> <p>イ 1戸を超え5戸以内</p> <p>a 住宅を新築する場合 28,000円</p> <p>b その他の場合 38,000円</p> <p>ウ 5戸を超え10戸以内</p> <p>a 住宅を新築する場合 48,000円</p> <p>b その他の場合 66,000円</p> <p>エ 10戸超</p> <p>a 住宅を新築する場合 90,000円</p> <p>b その他の場合 118,000円</p> <p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p>
---	---	---	---

			<p>を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 1戸</p> <p>a 住宅を新築する場合 50,000円</p> <p>b その他の場合 72,000円</p> <p>イ 1戸を超え5戸以内</p> <p>a 住宅を新築する場合 121,000円</p> <p>b その他の場合 172,000円</p> <p>ウ 5戸を超え10戸以内</p> <p>a 住宅を新築する場合 197,000円</p> <p>b その他の場合 280,000円</p> <p>エ 10戸超</p> <p>a 住宅を新築する場合 394,000円</p> <p>b その他の場合 555,000円</p>
<p>78 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>(1) 小荷物専用昇降機</p> <p>(2) (1)以外の建築設備</p>	<p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 16,000円</p>	<p>78 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 確認書等の添付がある場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建</p>

## (2) 確認書等の添付がない場合

<p>建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p>	
ア	1戸
a	住宅を新築する場合 13,000円
b	その他の場合 19,000円
イ	1戸を超え5戸以内
a	住宅を新築する場合 28,000円
b	その他の場合 38,000円
ウ	5戸を超え10戸以内
a	住宅を新築する場合 48,000円
b	その他の場合 66,000円
エ	10戸超
a	住宅を新築する場合 90,000円
b	その他の場合 118,000円
<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p>	
ア	1戸
a	住宅を新築する場合 50,000円
b	その他の場合 72,000円
イ	1戸を超え5戸以内

			<ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 121,000円</li> <li>b その他の場合 172,000円</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 5戸を超え10戸以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 197,000円</li> <li>b その他の場合 280,000円</li> </ul> </li> <li>エ 10戸超 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 394,000円</li> <li>b その他の場合 555,000円</li> </ul> </li> </ul>
79 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項前段の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	1件につき 11,000円	79 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 1戸につき 4,000円 イ 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合 1棟につき 4,000円
80 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項後段の規定に基づく工作物に関する計画変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画変更の通知に対する審査	1件につき 6,900円	80 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	1戸につき 4,000円
81 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査	1件につき 13,000円	81 長期優良住宅普及促進法に基づく優良住宅認定等に関する証明手数料	1戸につき 300円
82 建築確認又は建築許可等に関する証明手数料	1件につき 300円	82 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又は建	次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第

		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第24条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>2項により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 住宅以外の用に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 28,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 28,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下「一戸建ての住宅」という。）の場合 6,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。） 13,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で、仕</p>
--	--	---	---

		<p>(2) <u>その他の場合</u></p>	<p>様基準によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 13,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>オ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。) 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p> <p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 93,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 154,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 237,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 381,000円</p>
--	--	--------------------------	---

			<p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 42,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 77,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 124,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 22,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 40,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 65,000円</p> <p>オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
<p>83 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書(以下この項及び次</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額(千円未満切</p>	<p>83 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第1</p>	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭</p>

項において「確認書等」という。)の添付がある場合

捨て。以下この項において「認定申請手数料額」という。)ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額(当該建築物が同項の(7)又は(8)に掲げる建築物に該当する場合にあっては同項の(1)から(6)に掲げる金額に同項の(7)又は(8)に掲げる金額を加えた金額)をそれぞれ加えた金額(以下「加算額」という。)

- ア 1戸
  - a 住宅を新築する場合 17,000円
  - b その他の場合 21,000円
- イ 1戸を超え5戸以内
  - a 住宅を新築する場合 35,000円
  - b その他の場合 43,000円
- ウ 5戸を超え10戸以内
  - a 住宅を新築する場合 58,000円
  - b その他の場合 73,000円
- エ 10戸超
  - a 住宅を新築する場合 105,000円
  - b その他の場合 132,000円

(2) 確認書等の添付がない場合

1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基

素化促進法第54条第2項の規定の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

- ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの
  - a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円
  - b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円
- イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
  - a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円
  - b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円
- ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
  - a 一戸建ての住宅 3,000円
  - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,000円
  - c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円
- エ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからウに掲げる金額を合計した金額

次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55

(2) その他の場合

準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 1戸

a 住宅を新築する場合 52,000

円

b その他の場合 73,000円

イ 1戸を超え5戸以内

a 住宅を新築する場合 123,000

円

b その他の場合 174,000円

ウ 5戸を超え10戸以内

a 住宅を新築する場合 200,000

円

b その他の場合 283,000円

エ 10戸超

a 住宅を新築する場合 394,000

円

b その他の場合 561,000円

条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 46,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 77,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 118,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 190,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 38,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 62,000円

エ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからウに掲げる金額を合

			計した金額
<p>84 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 確認書等の添付がある場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下この項において「変更認定申請手数料額」という。）。</p> <p>ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 1戸</p> <p>    a 住宅を新築する場合 17,000円</p> <p>    b その他の場合 21,000円</p> <p>イ 1戸を超え5戸以内</p> <p>    a 住宅を新築する場合 35,000円</p> <p>    b その他の場合 43,000円</p> <p>ウ 5戸を超え10戸以内</p> <p>    a 住宅を新築する場合 58,000円</p> <p>    b その他の場合 73,000円</p> <p>エ 10戸超</p> <p>    a 住宅を新築する場合 105,000円</p> <p>    b その他の場合 132,000円</p>	<p>84 建築物省エネ法第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア モデル建物法を用いて計算したものの 154,000円</p> <p>イ 標準入力法等を用いて計算したものの 381,000円</p>
<p>(2) 確認書等の添付がない場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当</p>		

	<p>該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 1戸  a 住宅を新築する場合 52,000円  円  b その他の場合 73,000円</p> <p>イ 1戸を超え5戸以内  a 住宅を新築する場合 123,000円  円  b その他の場合 174,000円</p> <p>ウ 5戸を超え10戸以内  a 住宅を新築する場合 200,000円  円  b その他の場合 283,000円</p> <p>エ 10戸超  a 住宅を新築する場合 394,000円  円  b その他の場合 561,000円</p>		
<p>85 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 1戸につき 4,500円</p> <p>イ 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合 1棟につき 8,600円</p>	<p>85 建築物省エネ法第12条第2項又は同法第13条第3項の規定に基づく適合性判定に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア モデル建物法を用いて計算したものの 77,000円</p> <p>イ 標準入力法等を用いて計算したものの 190,000円</p>
<p>86 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>1戸につき 4,500円</p>	<p>86 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更に関するこの</p>	<p>次に掲げるエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p>

		<u>とを証する書面の交付に対する審査</u>	<u>ア モデル建物法を用いて計算した もの 77,000円</u> <u>イ 標準入力法等を用いて計算した もの 190,000円</u>
87 長期優良住宅普及促進法に基づく優良住宅認定等に関する証明手数料	1戸につき 300円	87 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第41条第2項に規定する基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合	次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 <u>ア 住宅以外の用に供する建築物 (以下「非住宅建築物」という。)</u> <u>で、モデル建物法を用いて計算した もの</u> <u>a 床面積が300平方メートル未満 のもの 10,000円</u> <u>b 床面積が300平方メートル以上 のもの 28,000円</u> <u>イ 非住宅建築物で、標準入力法又は 主要室入力法を用いて計算した もの</u> <u>a 床面積が300平方メートル未満 のもの 10,000円</u> <u>b 床面積が300平方メートル以上 のもの 28,000円</u> <u>ウ 住宅の用に供する建築物で、性</u>

		<p>(2) <u>その他の場合</u></p>	<p><u>能基準によるもの</u></p> <p>a <u>一戸建ての住宅</u> 6,000円</p> <p>b <u>床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）</u> 13,000円</p> <p>c <u>床面積が300平方メートル以上の共同住宅等</u> 26,000円</p> <p><u>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</u></p> <p>a <u>一戸建ての住宅</u> 6,000円</p> <p>b <u>床面積が300平方メートル未満の共同住宅等</u> 13,000円</p> <p>c <u>床面積が300平方メートル以上の共同住宅等</u> 26,000円</p> <p><u>オ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下「複合建築物」という。）</u> 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p> <p><u>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</u></p> <p><u>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</u></p>
--	--	--------------------------	---

			<ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積が300平方メートル未満のもの 93,000円</li> <li>b 床面積が300平方メートル以上のもの 154,000円</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積が300平方メートル未満のもの 237,000円</li> <li>b 床面積が300平方メートル以上のもの 381,000円</li> </ul> </li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 38,000円</li> <li>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 42,000円</li> <li>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 77,000円</li> <li>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 124,000円</li> </ul> </li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円</li> <li>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 22,000円</li> <li>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 40,000円</li> <li>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 65,000円</li> </ul> </li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の</li> </ul>

			床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額
<p>88 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関又は建築物省エネ法第17条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「認定申請手数料額」という。）。</p> <p>ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 住宅以外の用に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>    a 一戸建ての住宅の場合 6,800</p>	<p>88 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第41条第2項に規定する基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの</p> <p>    a 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル未満</p>

	<p>円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 6,800円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>オ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 6,800円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>カ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下「複合建築物」という。）認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからオに掲げる金額を合計した金額</p> <p>次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p>	<p>(2) その他の場合</p>	<p>の共同住宅等 6,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円</p> <p>エ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからウに掲げる金額を合計した金額</p> <p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 77,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 118,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 190,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの</p>
<p>(2) その他の場合</p>			

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 384,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 43,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 126,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 23,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 41,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 66,000円

オ 住宅の用に供する建築物で、仕

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 38,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 62,000円

エ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからウに掲げる金額を合計した金額

	<p>様・計算併用法によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円</p> <p>カ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからオに掲げる金額を合計した金額</p>		
<p>89 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上</p>	<p>89 低炭素化促進法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する証明手数料</p>	<p>1戸につき 300円</p>

<p>(2) <u>その他の場合</u></p>	<p>のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 3,400円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 3,400円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円</p> <p>オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p> <p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当</p>		
--------------------------	--	--	--

該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円

b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円

	<p>オ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>		
<p>90 建築物省エネ法第11条第1項又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物でモデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 384,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円</p> <p>    b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 43,000円</p> <p>    c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円</p> <p>    d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 126,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で仕様・計算併用法によるもの</p> <p>    a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円</p> <p>    b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円</p>	<p>90 その他の証明等手数料</p>	<p>1件につき 300円</p>

	<p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円</p> <p>e 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円</p> <p>オ 複合建築物 適合性判定に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>		
<p>91 建築物省エネ法第11条第2項又は同法第12条第3項の規定に基づく適合性判定に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物でモデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で仕様・計算併用法によるもの</p>	<p>(新設)</p>	

	<p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円</p> <p>オ 複合建築物 適合性判定に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>		
<p>92 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更<sup>イ</sup>に該当していることを証する書面の交付に対する審査</p>	<p>次に掲げるエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更<sup>イ</sup>に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 21,000円</p>	<p>(新設)</p>	

	<p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で仕様・計算併用法によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円</p> <p>オ 複合建築物 軽微な変更に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>		
<p>93 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満</p>	<p>(新設)</p>	

<p><u>のもの 10,000円</u></p> <p><u>b 床面積が300平方メートル以上</u></p> <p><u>のもの 29,000円</u></p> <p><u>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</u></p> <p><u>a 床面積が300平方メートル未満</u></p> <p><u>のもの 10,000円</u></p> <p><u>b 床面積が300平方メートル以上</u></p> <p><u>のもの 29,000円</u></p> <p><u>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの</u></p> <p><u>a 一戸建ての住宅 6,800円</u></p> <p><u>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円</u></p> <p><u>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</u></p> <p><u>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</u></p> <p><u>a 一戸建ての住宅 6,800円</u></p> <p><u>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円</u></p> <p><u>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</u></p> <p><u>オ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの</u></p> <p><u>a 一戸建ての住宅 6,800円</u></p> <p><u>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円</u></p> <p><u>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</u></p> <p><u>カ 複合建築物認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからオに掲げる金額を合計した金額</u></p>		
--	--	--

(2) その他の場合

次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法

を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を

用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 384,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準

計算法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 43,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 126,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様

基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満

	<p>の戸建ての住宅 21,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である戸建ての住宅 23,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 41,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 66,000円</p> <p>オ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の戸建ての住宅 30,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である戸建ての住宅 32,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円</p> <p>カ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからオに掲げる金額を合計した金額</p>		
<p>94 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合す</p>	<p>(新設)</p>	

るかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの

a 一戸建ての住宅 3,400円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

a 一戸建ての住宅 3,400円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円

オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額

## (2) その他の場合

次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕

	<p>様・計算併用法によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の戸建ての住宅 15,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の戸建ての住宅 16,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 47,000円</p> <p>オ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>		
95 低炭素化促進法に基づく低炭素建築物新築等	1戸につき 300円	(新設)	
計画の認定等に関する証明手数料			
96 その他の証明等手数料	1件につき 300円	(新設)	

議案第96号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
霧島市立陵南幼稚園	霧島市溝辺町麓1261番地22	霧島市立陵南幼稚園	霧島市溝辺町麓1261番地22
霧島市立富隈幼稚園	霧島市隼人町真孝301番地1	霧島市立大田幼稚園	霧島市霧島田口64番地
		霧島市立富隈幼稚園	霧島市隼人町真孝301番地1

議案第97号 霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
 第1条による霧島市立学校施設使用条例（平成17年霧島市条例第110号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分		照明使用料 (1時間につき)	区分		照明使用料 (1時間につき)
一般	体育館	220円	一般	体育館	220円
	<u>武道館</u>	<u>220円</u>		<u>武道館</u>	<u>220円</u>
	<u>弓道場</u>	<u>100円</u>		グラウンド	850円
	グラウンド	850円			
児童生徒	体育館	110円	児童生徒	体育館	110円
	<u>武道館</u>	<u>110円</u>		<u>武道館</u>	<u>110円</u>
	<u>弓道場</u>	<u>50円</u>		グラウンド	430円
	グラウンド	430円			
備考 1～3 略 4 <u>弓道場の照明使用料は、霧島中学校弓道場に適用する。</u>			備考 1～3 略		

第2条による霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 武道館・弓道場		別表第1（第2条関係） 武道館・弓道場	
名称	位置	名称	位置
霧島市国分武道館	霧島市国分中央一丁目14番56号	霧島市国分武道館	霧島市国分中央一丁目14番56号
霧島市国分弓道場	霧島市国分中央一丁目14番56号	霧島市国分弓道場	霧島市国分中央一丁目14番56号
霧島市溝辺弓道場	霧島市溝辺町麓3391番地	霧島市溝辺弓道場	霧島市溝辺町麓3391番地
霧島市隼人武道場	霧島市隼人町内山田一丁目14番16号	<u>霧島市霧島弓道場</u>	<u>霧島市霧島田口148番地3</u>
霧島市隼人弓道場	霧島市隼人町内山田一丁目14番16号	霧島市隼人武道場	霧島市隼人町内山田一丁目14番16号

相撲道場

名称	位置
霧島市国分相撲道場	霧島市国分清水309番地

別表第2（第3条関係）

施設名称	休場・休館日	使用時間
略	略	略
霧島市溝辺弓道場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日	8：30～22：00
霧島市隼人武道場	・毎月第1月曜日	
霧島市隼人弓道場	・12月29日から翌年の1月3日までの日	
霧島市溝辺グラウンドゴルフ場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日	8：30～22：00
霧島市溝辺野外ステージ		
略	略	略

別表第3（第7条関係）

1 体育館

略

備考

1～12 略

13 折り畳み観覧席を使用する場合の使用料は、観覧席1組1日につき220円（使用者が入場料を徴収する場合にあっては440円）とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

14 略

15 略

16 略

17 16の「市民」とは、次に掲げるもの（以下この表において同じ。）をいう。

(1)～(4) 略

2～4 略

霧島市隼人弓道場 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号

相撲道場

名称	位置
霧島市隼人相撲道場	霧島市隼人町住吉1879番地4
霧島市国分相撲道場	霧島市国分清水309番地

別表第2（第3条関係）

施設名称	休場・休館日	使用時間
略	略	略
霧島市溝辺弓道場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日	8：30～22：00
霧島市霧島弓道場	・12月29日から翌年の1月3日までの日	
霧島市隼人武道場	・毎月第1月曜日	
霧島市隼人弓道場	・12月29日から翌年の1月3日までの日	8：30～22：00
霧島市隼人相撲道場		
霧島市溝辺グラウンドゴルフ場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日	8：30～22：00
霧島市溝辺野外ステージ		
略	略	略

別表第3（第7条関係）

1 体育館

略

備考

1～12 略

(新設)

13 略

14 略

15 略

16 15の「市民」とは、次に掲げるもの（以下この表において同じ。）をいう。

(1)～(4) 略

2～4 略

## 5 弓道場

区分			基本使用料		
			国分弓道場	溝辺弓道場	隼人弓道場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合 (1時間につき)	アマチュアスポーツに使用する場 合	400円	100円	180円
		文化的催物に使用する場 合(営利又は宣伝を目的としない 場合)	800円	200円	360円
	上記以外の場 合	1,600円	400円	720円	
	使用者が入場料を徴収する場 合(1時間につき)	アマチュアスポーツに使用する場 合	1,200円	300円	540円
		文化的催物に使用する場 合(営利又は宣伝を目的としない 場合)	2,400円	600円	1,080円
		上記以外の場 合	4,800円	1,200円	2,160円
一部使用	1人1回につき		60円		
	回数券12枚つづり		600円	=	600円
	定期券1月分		1,200円	=	1,200円

備考 略

## 5 弓道場

区分			基本使用料			
			国分弓道場	溝辺弓道場	霧島弓道場	隼人弓道場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合 (1時間につき)	アマチュアスポーツに使用する場 合	400円	100円	90円	180円
		文化的催物に使用する場 合(営利又は宣伝を目的としない 場合)	800円	200円	180円	360円
	上記以外の場 合	1,600円	400円	360円	720円	
	使用者が入場料を徴収する場 合(1時間につき)	アマチュアスポーツに使用する場 合	1,200円	300円	270円	540円
		文化的催物に使用する場 合(営利又は宣伝を目的としない 場合)	2,400円	600円	540円	1,080円
		上記以外の場 合	4,800円	1,200円	1,080円	2,160円
一部使用	1人1回につき		60円			
	回数券12枚つづり		600円	=	=	600円
	定期券1月分		1,200円	=	=	1,200円

備考 略

議案第98号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表第5（第8条関係） 1 学習、文化施設			別表第5（第8条関係） 1 学習、文化施設		
名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）	名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）
(中略)			(中略)		
霧島市福山公民館	大会議室	250円	霧島市福山公民館	大会議室	310円
	中会議室	140円		会議室	140円
	小会議室	140円		和室	140円
(中略)		調理実習室		200円	
(中略)			(中略)		

議案第99号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表第1（第3条、第4条関係）			別表第1（第3条、第4条関係）		
施設名	開館時間	休日・休館日	施設名	開館時間	休日・休館日
霧島市立国分図書館	9：30～19：00	8月を除く毎月第3火曜日	霧島市立国分図書館	9：30～21：00	12月29日から翌年の1月3日
		12月29日から翌年の1月3日 までの日			までの日
霧島市立隼人図書館	略		霧島市立隼人図書館	略	
霧島市立溝辺図書室	略		霧島市立溝辺図書室	略	
霧島市立横川図書室	8：30～17：00	月曜日・日曜日・祝日	霧島市立横川図書室	9：00～17：00	火曜日・祝日
		12月29日から翌年の1月3日 までの日			12月29日から翌年の1月3日 までの日
霧島市立牧園図書室	8：30～19：00	土曜日・日曜日・祝日	霧島市立牧園図書室	8：30～19：00	12月29日から翌年の1月3日
		12月29日から翌年の1月3日 までの日			までの日
霧島市立霧島図書室	略		霧島市立霧島図書室	略	

霧島市立福山図書室略

霧島市立福山図書室略

議案第100号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について  
第1条による霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）<u>第6条の規定による受給資格者証の交付を受けた者</u></p> <p>_____については、この条例は、適用しない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象となる子どもを現に監護している者<u>又は自ら医療費を負担している子ども</u>とする。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象となる子どもの受けた保険給付に係る一部負担金<u>について、助成対象者に</u>_____子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。</p> <p>2 前項の場合において、<u>鹿児島県内の保険医療機関等で保険給付を受けたときは</u>_____、当該保険給付を行った保険医療機関等に助成金を<u>支給する</u>ことによって代えることができるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する助成金の額は、<u>月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額</u>とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）<u>及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）に規定する助成対象となる子ども（市町村民税非課税世帯に属する子どもを除く。）</u>については、この条例は、適用しない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象となる子どもを現に監護している者_____とする。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象となる子どもの受けた保険給付に係る一部負担金<u>を保険医療機関等に支払った助成対象者に対して、</u>子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。</p> <p>2 前項の場合において、<u>市町村民税非課税世帯に属する助成対象となる子どもに係る助成については、</u>当該保険給付を行った保険医療機関等に助成金を<u>給付する</u>ことによって代えることができるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する助成金の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u>_____とする。</p>



## 第2条による霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><b><u>(5) 霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）に基づき医療費の助成を受けることができる者</u></b></p> <p>3 略</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が<b><u>施行令第2条の4第6項</u></b>に規定する額以上であるとき。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、<b><u>施行令第2条の4第7項</u></b>に規定する額以上であるとき。</p> <p>(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、<b><u>施行令第2条の4第7項</u></b>に規定する額以上であるとき。</p> <p>4 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>3 略</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が<b><u>施行令第2条の4第4項</u></b>に規定する額以上であるとき。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、<b><u>施行令第2条の4第5項</u></b>に規定する額以上であるとき。</p> <p>(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、<b><u>施行令第2条の4第5項</u></b>に規定する額以上であるとき。</p> <p>4 略</p>

議案第101号 霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
 第1条による霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第158号）の一部改正について

改正後	改正前
<p><u>（開館時間及び休館日）</u></p> <p>第2条の2 福祉施設の<u>開館時間</u>は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 福祉施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）月曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、<u>開館時間</u>及び休館日を変更することができる。</p>	<p><u>（使用時間等）</u></p> <p>第2条の2 福祉施設の<u>使用時間</u>は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 福祉施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）日曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、<u>使用時間</u>及び休館日を変更することができる。</p>

第2条による霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部改正について

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○霧島市ウェルビーイングセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>勤労者及び勤労者家庭</u>の福祉の増進を図るため、<u>霧島市ウェルビーイングセンター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>センターの名称</u>及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>霧島市ウェルビーイングセンター</u></p> <p>位置 略</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条の2 <u>センター</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館することができる。</p> <p><u>（1）開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">○霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>女性労働者及び勤労者家庭の女性</u>の福祉の増進を図るため、<u>霧島市働く女性の家</u>（以下「<u>働く女性の家</u>」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>働く女性の家の名称</u>及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>霧島市働く女性の家</u></p> <p>位置 略</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条の2 <u>働く女性の家</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館することができる。</p> <p><u>（1）開館時間は、平日は午前9時から午後9時までとし、土曜日は午前9時から午後5時までとする。</u></p>

(2) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 略

（指定管理者による管理）

第2条の3 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の2中「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第4条（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者が行う業務）

第2条の4 略

(1) センターの維持管理に関する業務

(2) センターの使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務

（使用者の範囲）

第3条 センターを使用できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 本市に住所を有する勤労者又は市内事業所で働く勤労者

(2) 前号に掲げる勤労者の家族

(3) 前2号に掲げる者で組織された団体

(2) 休館日

ア 日曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なる場合は、その翌日）

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 略

（指定管理者による管理）

第2条の3 働く女性の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の2中「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が働く女性の家の管理を行うこととされた期間前にされた第4条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が働く女性の家の管理を行うこととされた期間前に第4条（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者が行う業務）

第2条の4 略

(1) 働く女性の家の維持管理に関する業務

(2) 働く女性の家の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が働く女性の家の管理上必要と認める業務

（使用者の範囲）

第3条 働く女性の家を使用できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 本市に住所を有する女性労働者又は市内事業所で働く女性労働者

(2) 本市に住所を有する勤労者家庭の女性

(3) 前2号に掲げる女性の団体

<p>(4) 略 (使用の許可)</p> <p>第4条 <u>センター</u> を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>センター</u> の管理上必要と認めるときは前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり条件を付することができる。</p> <p>(使用制限及び取消し等)</p> <p>第5条・第6条 略 (使用料)</p> <p>第7条 <u>センター</u> の使用料は、別表のとおりとし、使用する日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条・第9条 略 (利用料金)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定にかかわらず、<u>センター</u> の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に<u>センター</u> の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第11条 略</p>	<p>(4) 略 (使用の許可)</p> <p>第4条 <u>働く女性の家</u> を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>働く女性の家</u> の管理上必要と認めるときは前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり条件を付することができる。</p> <p>(使用制限及び取消し等)</p> <p>第5条・第6条 略 (使用料)</p> <p>第7条 <u>働く女性の家</u> の使用料は、別表のとおりとし、使用する日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条・第9条 略 (利用料金)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定にかかわらず、<u>働く女性の家</u> の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に<u>働く女性の家</u> の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第11条 略</p>
---	---

議案第102号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>消化器内科</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>呼吸器科</u></p>

- (3) 循環器内科
- (4) 糖尿病・内分泌内科
- (5) 血液内科
- (6) 緩和ケア内科
- (7) 呼吸器内科
- (8) 脳神経内科
- (9) 外科
- (10) 消化器外科
- (11) 呼吸器外科
- (12) 心臓血管外科
- (13) 整形外科
- (14) 脳神経外科
- (15) 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
- (16) 泌尿器科
- (17) 乳腺腫瘍外科
- (18) 小児科
- (19) 小児外科
- (20) 救急科
- (21) 放射線科
- (22) 麻酔科
- (23) 歯科口腔外科
- (24) 婦人科
- (25) リハビリテーション科

第4条～第17条 略

附則 略

別表(第8条関係)

使用料等の種類		金額
入院室差額使用料	特別室	1日につき 5,000円
略		

- (3) 消化器科
- (4) 循環器科
- (5) リウマチ科
- (6) 小児科
- (7) 外科
- (8) 整形外科
- (9) 脳神経外科
- (10) リハビリテーション科
- (11) 放射線科
- (12) 麻酔科
- (13) 耳鼻咽喉科

第4条～第17条 略

附則 略

別表(第8条関係)

使用料等の種類		金額
入院室差額使用料	1人室(A)	1日につき 3,600円
	1人室(B)	1日につき 3,000円
	2人室	1人1日につき 1,600円
略		

議案第103号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第244号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○霧島市漁港管理条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が<u>管理する国分漁港及び永浜漁港</u>（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 第1項の規定により漁港の管理を指定管理者に行わせる場合は第2条、第4条(公示に関するものを除く。)及び第5条<u>(工作物の新築、改築、増築又は除去に関するものを除く。)</u>並びに第7条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第3条の2、第4条 略</p> <p>(占用の許可等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による占用の期間は、<u>1月</u>（工作物の設置を目的とする占有にあっては<u>3年</u>）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第6条 <u>第4条の規定による届出をした者から使用料を、第5条第1項の規定による占用の許可を受けた者から占有料</u>を徴収する。</p> <p>2 使用料及び占有料（以下「使用料等」という。）の種類、区分及び額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 使用料等は現金で前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料等の全部又は一部</u>を免除することができる。</p> <p>5 <u>既納の使用料等は、返還しない。ただし、甲種漁港施設を利用し、使用し、又は占有する者の責めに帰することのできない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>○霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が<u>管理する漁港</u>（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 第1項の規定により漁港の管理を指定管理者に行わせる場合は第2条、第4条(公示に関するものを除く。)及び第5条_____並びに第7条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第3条の2、第4条 略</p> <p>(占用の許可等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>1週間</u>（工作物の設置を目的とする占有にあっては、<u>1年</u>）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料__)</p> <p>第6条 <u>甲種漁港施設を利用する者に対しては、使用料</u>_____を徴収する。</p> <p>2 使用料の区分及び額は、別表_____のとおりとする。</p> <p>3 使用料__は、現金で前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料を減額し、又は</u>_____免除することができる。</p> <p>(新設)</p>

(利用料金)

第6条の2 略

(土砂採取料等)

第6条の3 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）から土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等の種類、区分及び額は、別表第2のとおりとする。

3 土砂採取料等については、第6条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料等」とあるのは「土砂採取料等」と「甲種漁港施設を利用し、使用し、又は占有する者」とあるのは「採取者等」と読み替えるものとする。

第7条～第13条 略

(権利の移転の制限)

第13条の2 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可\_\_\_\_\_を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又は原状の回復その他漁港の保全上必要な措置を命ずることができる。

(1) 第5条第1項、第10条第2項又は第13条の2の規定に違反した者

(2)・(3) 略

2 略

第15条 略

(損害賠償)

第16条 甲種漁港施設を\_\_\_\_\_滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

第17条 略

(罰則)

(利用料金)

第6条の2 略

(新設)

第7条～第13条 略

(新設)

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又は原状の回復その他漁港の保全上必要な措置を命ずることができる。

(1) 第5条第1項又は第10条第2項\_\_\_\_\_の規定に違反した者

(2)・(3) 略

2 略

第15条 略

(損害賠償)

第16条 甲種漁港施設を故意により滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

第17条 略

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第7条第2項本文、第8条第1項若しくは第2項、第9条、第10条第2項本文、第11条第3項本文又は第13条の2の規定に違反した者

(2) 略

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分漁港管理条例(昭和62年国分市条例第25号)又は漁港管理条例(昭和43年単人町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

使用料等	区分		金額	備考
	利用又は占有に係る施設の種類	利用又は占有の態様		
使用料	1 外郭施設及び係留施設	ア 漁船に係るもの	(ア) 使用日数が年間30日未満の場合	総トン数 1トンにつき係留24時間までごとに 2円28銭
			(イ) 使用日数が年間30日以上	総トン数 1トンにつき年間 68円38銭

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第7条第2項本文、第8条第1項若しくは第2項、第9条、第10条第2項又は第11条第3項本文の規定に違反した者

(2) 略

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料\_\_の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項に定める使用料は、当分の間、これを徴収しない。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分漁港管理条例(昭和62年国分市条例第25号)又は漁港管理条例(昭和43年単人町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

船揚場使用料金表

使用区分	普通台車	ちぎ揚
t数別		
1トン未満	4,400円	550円
1トン以上2トン未満		780円
2 " 3 "	6,600円	
3 " 4 "		7,700円
4 " 5 "		
備考	1) 船揚料金は、3日を基準とする。 2) 3日を過ぎたものは、1日につき10パーセント割増しとする。 3) 特別な電気使用は、別に電気料金を徴収する。 4) 使用料金は、現金払とする。	

		の場合		
		イ 漁船以外の船舶に係るもの	総トン数 1トンにつき係留 24時間までごとに 5円20銭	
2 野積場、漁具干場及び漁港施設用地	(1) 漁業に係るもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日 1円13銭 (2円78銭)	額の欄中括弧内の金額は、舗装してある野積場、漁具干場及び漁港施設用地の使用について適用する。
		イ 使用期間が11日以上1月未満の場合	1平方メートルにつき1日 1円65銭 (3円29銭)	
		ウ 使用期間が1月以上の場合	1平方メートルにつき1月 45円50銭 (92円27銭)	
	(2) 漁業に係るもの以外のもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日 1円40銭 (3円5銭)	
		イ 使用期間が11日以上1月未満の場合	1平方メートルにつき1日	

				1円89銭 (3円54銭)	
			ウ 使用期間が1月以上の 場合	1平方メ ートルに つき1月 58円15銭 (107円6 5銭)	
占 用 料	1 漁港施 設用地	(1) 工作物を設置しない場合		1月につ き市長が 定める適 正用地価 格の1,00 0分の2 に相当す る額	(1)に該 当し、 占用の 期間が 1月未 満であ る場合 には、
		(2) 工作物を設置する場合	ア 架空 工作物、 円管類、 電柱類 及び広 告物類	霧島市道 路占用料 徴収条例 (昭和39 年条例第 20号)第 2条及び 別表によ り算定す る額	額の欄 に掲げ る額に 消費税 法(昭和 63年 法律第 108号) に規定 する税
			イ ア以 外の工 作物	1月につ き市長が 定める適 正用地価 格の1,00 0分の3 に相当す	率を乗 じて得 た額 (以下 「消費 税額」 とい

				る額	う。)及び消費 税額に 地方税 法(昭 和25年 法律第 226号) に規定 する地 方消費 税の税 率を乗 じて得 た額 (以下 「地方 消費税 額」と いう。 を加え た額と する。
2 外郭施 設及び係 留施設	(1) 工作物を設置しない場合			1月につ き市長が 定める適 正用地価 格の1.00 0分の2 に相当す る額に消 費税額及 び地方消 費税額を	

			加えた額	
	(2) 工作物を設置する場合	ア 架空 工作物、 円管類、 電柱類 及び広 告物類	霧島市道 路占用料 徴収条例 第2条及 び別表に より算定 する額	
		イ ア以 外の工 作物	1月につ き市長が 定める適 正用地価 格の1,00 0分の3 に相当す る額	
	3 輸送施 設		霧島市道 路占用料 徴収条例 第2条及 び別表に より算定 する額	

備考

- 1 1トン未満は1トン、1平方メートル未満は1平方メートル、1立方メートル未満は1立方メートル、1日未満は1日、15日未満は0.5月、15日以上1月未満は1月として計算する。
- 2 使用料等の総額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表第2（第6条の3関係）

1 土砂採取料

区分	単位	金額	備考
砂	1立方メートル	100円	
砂利	1立方メートル	160円	

かき込砂利	1立方メートル	150円		
ぐり石	1立方メートル	150円		
石材	1立方メートル	3,000円		
転石	直径60センチメートル未満のもの	1個	83円	庭園用のものは、10倍の額とする。
	直径60センチメートル以上のもの	1個	120円	

## 備考

- 1 採取に係る土砂の数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて土砂採取料を計算するものとする。
- 2 1件当たりの土砂採取料の額は、この表により算出した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 1件当たりの土砂採取料の額が100円未満のときは、100円とする。

## 2 占用料

区分	単位	金額	備考	
電気、通信、ガス 又は水道施設用地	電柱	1本につき 1年	520円	占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	親子ラジオ柱	1本につき 1年	200円	占用物件たるラジオ柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	鉄塔	1基につき 1年	730円	
	樋管等の地下埋設物			水域の占用に係る占用料の額は、
	直径50センチ	長さ1メー	70円	

	<u>メートル未満のもの</u>	<u>トルにつき</u> <u>1年</u>		<u>左欄に掲げる金額の2分の1の額とする。</u>
	<u>直径50センチメートル以上のもの</u>	<u>長さ1メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>130円</u>	
<u>交通施設用地</u>	<u>軌道</u>	<u>長さ1メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>650円</u>	<u>複線は、倍額とする。</u>
	<u>通路又は通路橋</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>42円</u>	
<u>農業用地</u>	<u>農地</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>6円</u>	
	<u>採草放牧地</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>6円</u>	
<u>宅地</u>	<u>専用住宅</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>92円</u>	
	<u>倉庫、工場、造船所、事務所又は店舗</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>103円</u>	
<u>鉱工業用地</u>	<u>仮設工作物</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>110円</u>	
	<u>材料置場</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>79円</u>	
<u>土木建築用地</u>	<u>仮設工作物</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>110円</u>	
	<u>材料置場</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	<u>79円</u>	

		1年		
漁業用地	漁業用工作物	1平方メートルにつき 1年	57円	
	その他	1平方メートルにつき 1年	23円	
娯楽施設用地	遊船	1隻につき 1年	620円	
	露店又は仮設 興行場	1平方メートルにつき 1年	17円	
広告宣伝施設用地	広告板又は広告塔	1平方メートルにつき 1年	920円	板又は塔の 表面積による。
その他	物干場	1平方メートルにつき 1年	70円	
	流木用くい	1本につき 1年	78円	
水域		1平方メートルにつき 1年	57円	

## 備考

- 1 1年未満の期間に係る占用で占用料が年額で定められているものに係る占用料は、月割をもって計算する。この場合において、占用の期間に1年未満の端数があるときは当該端数を、占用の期間が1年未満であるときは当該期間を、それぞれ1月として計算するものとする。
- 2 占用に係る面積又は長さの数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて占用料を計算するものとする。
- 3 占用の期間が1月に満たない占用の当該占用料の額は、この表により算出した額に消費税額と地方消費税額を加えた額とする。
- 4 1件当たりの占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた額とする。

5 1件当たりの占用料の額が100円未満のときは、100円とする。

6 この表の区分により難い区分の占用又はこの表の区分にない区分の占用に係る占用料の額は、この表の類似の区分によりその都度市長が定める。

議案第104号 霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年霧島市条例第21号）の一部改正について

改正後	改正前
<p><u>(布設工事監督者の資格)</u></p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術</u></p>	<p><u>(布設工事監督者の資格)</u></p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号の卒業業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業業者にあつては1年以上、第2号の卒業業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号</u></p>

上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては2年以上、第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」

に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあっては6か月以上、第2号の卒業生にあっては1年以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第8号までの規定により布設工事監督者たる資格を有する者

- の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業生については4年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生については6年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 簡易水道については、前項第1号中「前条第1項第1号から第8号まで」とあるのは「前条第2項」と、「布設工事監督者」とあるのは「簡易水道の布設工事監督者」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

議案第105号 霧島市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年霧島市条例第58号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則（令和4年12月26日条例第58号） （施行期日）</p> <p>1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年1月1日から施行する。</p> <p>（コンビニエンスストアでの交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 第1条の規定による改正後の霧島市手数料条例別表第1の7項、13項及び19項に規定する手数料のうち、コンビニエンスストアでの交付に係るものについては、<b>令和8年3月31日</b>までの間に限り、当該各項の規定にかかわらず、200円とする。</p>	<p>附 則（令和4年12月26日条例第58号） （施行期日）</p> <p>1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年1月1日から施行する。</p> <p>（コンビニエンスストアでの交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 第1条の規定による改正後の霧島市手数料条例別表第1の7項、13項及び19項に規定する手数料のうち、コンビニエンスストアでの交付に係るものについては、<b>令和7年3月31日</b>までの間に限り、当該各項の規定にかかわらず、200円とする。</p>